

朝鮮民族運動史研究会 第一一三回例会

(一九九二年四月二六日)

韓族總連合会について

堀内 稔

韓族總連合会は、「満州」における独立運動の流れをくむ組織である。その組織のユニークな点は、民族主義者がアナキズムを取り入れ、アナキズムを支柱として運動したことであった。在中国朝鮮無政府主義者連盟の機関紙である『奪還』九号では、「四千年朝鮮有史以来の新しい方式に依り組織せられたる農民自体の組織体」と自賛しているが、実際、思想運動にとどまらず農民の組織化にアナキズムが実践されたのは、朝鮮の独立運動史上唯一のものといえる。

韓族總連合会は、いわゆる三府（参議府、正義府、新民府）統合運動の失敗の後、新民府・軍政派の金佐鎮、鄭信らがアナキズム思想を受け入れる形で、一九二九年七月に北部「満州」において設立された。新民府・軍政派の構成員は、北路軍政署の流れをくみ、大倭教の信者が多く、大倭教的民族主義ともいえる思想的立場にあった。こうした大倭教的民族主義者が、どうして理念の異なるアナキズムを受け入れたのか。

それは、「満州」で急速に勢力を伸ばしていた共產主義に對抗するためであった。民族主義派の思想的な弱さ、とくに大倭教的民族主義ではもはや民心をつかむことはできず、有能な青年は共產主義に流れた。そうした劣勢を何とか立て直そうとして、社会主義思想であるアナキズムの理念を取り入れたといえる。

アナキズムを取り入れるにあたって、主導的役割を果たしたのが金宗鎮である。上海で白貞基の影響を受けてアナキズムに

共鳴した金宗鎮は、新民府・軍政派のメンバーとして活動している際、金佐鎮にアナキズムを受け入れるよう提起したという。在中国朝鮮人のアナキストとして有名な李乙奎、柳華永を呼び寄せ、金佐鎮をはじめ幹部の説得工作を行った。その結果誕生したのが韓族總連合会で、組織全体がアナキズムに共鳴してアナキズムを受け入れたのではなく、幹部、とくに組織の統率者である金佐鎮の意向であった点、組織として当初から弱さを内包していた。だから、金佐鎮が暗殺された（一九三〇年一月）後は、組織としての結束が急速に失われていくのである。

韓族總連合会の綱領自体には、それほどアナキズムの理念は反映されていない。しかし宣言は、「自主自治的生活組織を基礎とし、全民衆的に連合組織を完成すべき」としているし、革命、産業、行政、教育、経済の五つに分かれた事業政綱は、アナキズムの理念を色濃く反映したものであった。

組織的には、「本会の組織原理を地方合議とす」（規約第四条）というように、組織の基本を地方農務協会に置いた。地方自治機関である地方農務協会の連合的総結集体として、韓族總連合会が位置付けられた。これはアナキズムの組織原理そのものである。

しかし、こうした実践は長くは続かなかった。金佐鎮暗殺後は、民族主義者とアナキストとの反目も強まり、アナキスト側は上海方面から同志を呼び寄せて体勢を立て直しを図ろうとしたが（一九三〇年末から翌年にかけて）、三一年七月に金佐鎮が暗殺されたことにより、アナキストは「満州」から撤収してしまうのである。

残った組織は、韓族農務連合会などとして、自由連合制から中央集権制へと組織を改編して活動を続けたが、運動的には大きな発展は見られなかった。

(一九九二年五月一〇日)

在日朝鮮人の寄留届について

——戦時期の一斉調査を中心に——

水野直樹

朝鮮人強制連行の調査活動の中で、朝鮮人の寄留簿が見つかつている。寄留届とは何なのか、寄留簿作成の持つ意味は何なのか、などの点を考えてみたい。

寄留法が制定されたのは一九一四年のことである（施行は翌年一月）。本籍地外で九〇日以上居住する場合には、寄留届を出すことが義務づけられた。日本資本主義の発展に伴って盛んになった人の移動とその身分関係を把握し徴兵・教育などに利用するために、寄留制度が設けられたのである。

朝鮮人は、日本「内地」への戸籍の移動が認められていなかった（その最大の理由は日本の戸籍に朝鮮人のものが入り込むのを排除することにある）から、日本居住者は寄留届を出すのが原則であった。しかし、寄留届をしていた朝鮮人は半数程度でしかなく、単身者に限るとほとんど届出をしていなかった。

一九三〇年代になると各地の協和会は、児童の就学や生活改善の問題と結び付けて寄留届を奨励した。三九年に中央協和会が成立した時にも、「協和事業実施要目」に「寄留届其ノ他手続ノ履行」という項目があったが、届出率はそれほど上がらなかったと思われる。

一九四二年五月、日本政府は朝鮮人への徴兵制度適用を決定し準備を進めたが、朝鮮人の戸籍整備が緊急の課題として浮上した。戸籍には生年や性別の誤り、実態との食い違いが多く、無籍者も多かったため、徴兵の実施に困難が予想されたからで

ある。朝鮮総督府は、同年九月に朝鮮寄留令を制定した上で、翌年三月一日を期して朝鮮内の戸籍・寄留整備に着手した。同時に、「満州国」では関東軍指導の下に在満朝鮮人の戸籍調査が行われ、就籍手続きがとられた。

日本在住の朝鮮人については寄留と戸籍の一斉調査を実施することが、四二年一月二日の閣議で決定された。朝鮮人男子全員を対象として、朝鮮内と同じく三月一日に一斉調査をするというもので、司法省を主務官庁とし、各市町村が調査を担当することとされた（協和会は、調査に当たっては補助の役割にとどまった）。この調査にもとづいて、寄留届を出させるとともに、朝鮮の役所と連絡をとって戸籍の整備を行なった。またその後の移動をも把握して、徴兵に備えた。

にもかかわらず、四四年六月の時点で寄留手続きをしていない者が男子の三割近くに上っていたため、女子を含む在住者全員を対象とする第二次一斉調査が一九四五年二月に実施されることになった。しかし、戦時動員の強化や空襲の激化などにより在日朝鮮人の移動も激しくなったことから考えて、第二次一斉調査は完全には実施されなかったと思われる。

以上のように、寄留・戸籍の整備は、徴兵制度実施準備の一環として、在日朝鮮人の身分関係を把握する目的で行なわれた。一斉調査の際の司法省のビラに記されている唱い文句「籍が出来晴れて皇国（みくに）の民となり」が示しているように、それは、法的な側面で皇民化の完成を意図するものであったといえる。しかし、それに対する抵抗・非同調も強かったのである。在日朝鮮人の寄留届は戦後の外国人登録に直接つながるものではないが、調査を通じて蓄積された当局者の知識は継承されたであろう。また、今も残っていると思われる一斉調査に関する資料は、在日朝鮮人の歴史を研究する上で重要な資料である。

(一九九二年 四月 十二日)

金浩永と金文準
の対立

金浩永の在日労組解消と全協加盟の方向転換論

金浩永の在日労組解消と全協加盟の方向転換論
を最初に支持し、決定したのは、在日労組関西
評議会（金文準）で、次の金浩永は在日朝鮮労働
運動は如何に展開すべきか、在日労組解消

宣言文も同一主旨の内容であった。

内川的には、機械的・公式的性格を脱し得ない
欠点はあるものの、日本の中でわずか数十万名
の朝鮮人だけの、それも民族主義的運動に、重
した運動を展開しても、大きな成果は望みがた
く、官憲の弾圧をはねのけ、在日朝鮮人労働者
の生活の安定、地位向上のためには、日本労働
者階級と連携した労働運動に重きを置くというも
のであった。しかも、全協に加盟しても在日朝
鮮人の特殊性や主体性を維持していくために、
全協内部に朝鮮委員会という二重組織を設置す
るというもので、労働者階級のプロレタリア国
際連帯関係樹立の一つの歴史的方法論として、
私はこれを高く評価したい。

問題は方法論にあった。第一に、全協との事前
協議と了承、受け入れ態勢が全くされていなか
った。これでは朝鮮人側の一方的願望で終って
しまふと言わざるを得まい。しかも、第二に、
在日労組内部での徹底した討議、了承、準備な
しでのわずか4名の者による全協朝鮮人委員会
設置と在日労組総体が行われ、彼らの独善的運
営が行われていったことである。

大阪の責任者は、金浩永であった。彼は、そ
れまで大阪の組織を守り、大衆的支持を受けな
がら産業別組織の再編作業に着手していた金文
準らを全スバイ・裏切り者として除去し、その
主導権を掌握しようとしていたのであった。
しかも、事実無根の事実のデッチアゲ、ピラに
よる組織内幕の暴露等、手段方法を問わぬやり
かたをとった。とりわけ、金浩永の下に集まっ
た者は、1928年の大阪事件時、労働プロレ
タリアとして除名された金守顕、南英祐、金栄珠
らであったことは一層金文準や一般会員の反発
を深め、ここに金浩永対金文準の激烈な対立が
展開されていくのである。それは一見、暫時解
体論対即時解体論の対立という理論的対立のよ
うな様相を帯びるが、内実は主導権をめぐる争
いであつたとみなされる。

結果としては、金文準らゴム工組合の単独全
協加盟、全協朝鮮人委員会の弾圧による壊滅、
によって対立は終るが、このような在日朝鮮労働
組、全協加盟を果して、1920年代の在
日朝鮮労働運動の質的発展と言えるか、疑問と
いわざるをえない。なぜなら、ゴム工労組以外
の者は個々に全協化学以外の労組に加盟せざる
をえなかったし（少数加盟にとどまった）、加
盟した者も運動の単なるコマとして利用されて
しまった（全協内部での民族差別は撤廃されな
かった）。また、全協非加盟者は別途に労働組
合を組織せざるをえなかったし、従来のように
民族運動を堅持しようとする者は新たに東亜
通航組合のような組織をつくっていった。いう
なれば、運動の分裂に終わり、プロレタリア国
際連帯主義形成にはいたらなかったということ
である。

新図書案内

- | | | | | |
|----------------------|---------------|-----|---------|------|
| 協和会関係資料集 [1-4] | 樋口 雄一 | 東京 | 緑蔭書房 | 534P |
| 韓国近世社会経済史料叢書 | | | | |
| 推案及推薦 [1-13] | 韓国学文献研究所 | ソウル | 亜細亜文化社 | |
| 韓国学古辞典叢書 | 大東韻府群玉人名輯覧 | // | // | |
| 公車文叢書 [1-5] | ソウル大学校韓国文化研究所 | // | // | |
| 韓国近代貨幣史 | 呉 斗煥 | // | 韓国研究院 | 373P |
| 東北抗日聯軍斗争史 | 人民出版社 | 北京 | 同社 | 555P |
| 日帝下 朝鮮関係新聞資料集成 [1-6] | 社会運動史 | ソウル | | |
| 日帝下新聞社説連載資料集 [1-12] | | // | | |
| 日本 韓国侵略資料叢書 [43-47] | 日本外務省 | // | 韓国出版文化院 | |
| 日帝下社会運動史資料集 [7-12] | 金 奉雨 | // | | |
| 近代東アジアの政治力労 | 李 盛煥 | 東京 | 錦正社 | 494P |

研究会御案内

- | | |
|---------------|---------------------|
| ☆在日朝鮮人運動史研究会 | 第145回例会 |
| 日 時 | 1992年6月14日 [日] 午後2時 |
| 報告者 | 伊地知 紀子氏 |
| テーマ | 「在日朝鮮人の名前」 |
| ☆朝鮮民族運動史研究会 | 第115回例会 |
| 日 時 | 1992年6月21日 [日] 午後2時 |
| 報告者 | 松田 利彦氏 |
| テーマ | 「朝鮮植民地化の時期における警察機構」 |
| ☆日・韓キリスト教史研究会 | 第25回例会 |
| 日 時 | 1992年6月27日 [土] 午後2時 |
| 報告者 | 李 省展氏 |
| テーマ | 「ブラウンの教育思想」 |

※場所はいずれも青丘文庫にて